

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から57年3月まで

私は、昭和56年8月に会社を辞めた後、国民年金の加入手続をし、可能な限り保険料を納付してきた。

申立期間についても保険料を納付していたと思うので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、昭和56年8月に国民年金に加入して以来、平成9年12月までの国民年金被保険者期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年9月ごろに払い出されたものと推測でき、申立人の国民年金被保険者台帳によれば、この時期に昭和57年度保険料について申請免除の手続をした後、56年8月から同年11月までの保険料を58年1月に過年度納付するとともに、58年4月から同年12月までの保険料については現年度納付していることが確認でき、これらの時期であれば申立期間の保険料については納付可能であったにもかかわらず、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、当時から将来年金を受給する際に不利益を受けることとなるので、保険料は納付しなければならないと認識していたと供述しており、昭和57年度の免除期間についても平成3年に追納するなど納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年8月まで

結婚前に父親が掛けてくれていた国民年金の別番号が見付かったが、妹は納付記録があるのに、自分の納付記録は無いとのことであった。結婚後に父親から直接、「引き続き掛けるように」と国民年金手帳にお金を挟んで手渡してくれたことをはっきり覚えているのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚するまでは申立人の父親が姉妹の国民年金保険料を納付してくれていたと供述しており、申立人の妹は二十歳からの納付記録が確認できる。

また、申立人の氏名が記載されている国民年金手帳記号番号払出簿には、当時、申立人の父親と同居していたとする長兄と、もう一人の妹の氏名が連番で確認でき、長兄は昭和36年4月からの納付記録が確認できる。

さらに、申立人は申立期間における保険料納付に直接関与していないが、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親から、結婚後に国民年金手帳を手渡された時の状況を明確に記憶しており、供述内容も具体的に申立内容に不自然さはみられない。

加えて、申立人の供述どおり、当時、申立人の父親が居住する地域では国民年金制度発足時より納付組織が存在し、国民年金保険料を徴収していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで
③ 平成10年4月から11年3月まで

将来のためと思って、国民年金保険料を一生懸命納付してきたが、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

A市B区役所では、長女の国民年金の資格喪失事務手続の誤りに対して謝罪しているので、申立期間についても入力ミスがあるに違いないと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②については、国民年金保険料は自宅に来た集金人に納付していたとしており、A市が非常勤嘱託員による集金制度を始めたのは昭和40年4月であったことから、当時の集金方法と合致する。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は30年以上にわたり国民年金保険料を納付済みであることから、申立期間が未納とされていることには不自然さがみられる。

2 一方、申立期間①については、毎月国民年金保険料を納付していたとしているが、当時の納付方法と相違している上、保険料は自宅で集金人に支払っていたとしているが、上記のとおりA市が集金制度を開始した時期は昭和40年4月であることから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立期間③については、国民年金保険料の納付場所は、市役所か郵便局等の金融機関の窓口で納付したと思うとしており、具体的な場所についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、A市B区役所において、申立人の長女の国民年金の資格喪失事務手続の誤り(社会保険事務所への進達の遅延)がみられることから、申立期間についても事務処理の誤りがあるに違いないと主張しているが、C社会保険事務所の被保険者台帳及びA市B区の国民年金被保険者名簿の国民年金保険料の未納記録に不整合は見られず、また、別の国民年

金手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年10月まで

会社を退職して昭和47年10月に自営業を始めた時、A市役所B出張所に行き、自分で妻と二人の国民年金の加入手続をした。その後は夫婦二人分の保険料を納付していた。妻は納付済みとなっており、自分が未加入となっているのはおかしいので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており、申立人の妻は昭和47年9月に国民年金に加入してから、申立期間を含めて保険料をすべて納付している。

また、納付年月日が確認できる平成9年7月分以降の国民年金保険料はすべて納期限内に夫婦同一年月日に納付していることが確認できることから、夫婦一緒に納付していたとする申立てと合致しており、特に平成10年度以降は年度当初に1年分を前納するなど、年金に対する意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、「会社を退職後A市で自営業を開業した、転入や国民年金の手続は申立人自身が行った。」と供述しており、夫婦共国民年金強制加入であるにもかかわらず、申立人が未加入とされているのは不自然である。

なお、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、A市への転入日及び前後の記号番号払出状況から昭和47年10月9日であることが推認できる。この時、申立人には国民年金手帳記号番号の払出しが行われていないことは、以前の住所地で国民年金に加入していることから不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月26日から同年9月5日まで

社会保険庁の記録では、私が勤務していたA社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和46年8月26日と記録されている。

しかし、雇用保険の加入記録では、同社に昭和46年9月4日まで在職していたことが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日が同年8月26日とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和46年9月4日までA社に勤務していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和46年7月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年10月31日まで
私は、申立期間についてA社に勤務していた。

社会保険庁の記録では、申立期間について未加入とされているが、一緒に勤務していた私の妻や同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけ未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の労働者名簿の記録から、申立人が昭和39年7月1日から当該事業所に雇用されていたことが確認できる。

また、申立期間前後の事業所において申立人と一緒に勤務している複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、当該同僚にはいずれも申立期間において申立ての事業所における厚生年金被保険者記録が確認でき、申立期間前後に勤務した事業所における厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日が、申立人と同一日となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する同僚の記録から判断すると、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申

立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から同年9月までの保険料について納入の告知は行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が16年7月1日とされ、当該期間のうち、16年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を16年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日から同年7月1日まで

私は、申立ての事業所を平成16年6月30日に退社したが、社会保険庁の記録では資格を失った日が同年7月1日となっていないことを初めて知った。同年6月30日支給の給与明細書から、6月分の厚生年金保険料が控除されているので、同年6月30日まで厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与台帳、給与支給明細書及び雇用保険の記録により、申立人が平成16年6月30日まで申立ての事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書における厚生年金保険料の控除額及び平成16年5月の社会保険事務所の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成20年10月20日に健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により資格喪失日の訂正届を提出したが、16年6月分は時効により遡及できな

い期間となったことについて、当該事業主の届出誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和48年12月から49年8月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年12月1日に、資格喪失日に係る記録を49年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月1日から46年11月30日まで
(A社B店)
② 昭和46年12月1日から50年5月31日まで
(A社C店)

昭和46年4月1日にA社に入社し、11月30日までB店に、翌日から50年5月31日までC店に勤務した。勤務当時は、営業主任としてホステスの出勤及びホールでの接客管理をしていた。

勤務を証するものとしては、C店に勤務していた当時の写真や辞令がある。職種がキャバレーということもあって、偽名を使用していたこともある。

同僚の2人は、A社での年金記録があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が勤務していたとする申立事業所は、社会保険事務所の記録によると、前身の事業所当時の昭和38年12月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、平成17年7月13日に適用事業所でなくなっていることから、同事業所は、申立期間当時厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、申立期間当時の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。

2 しかしながら、申立期間②については、昭和48年12月1日から49年8月31日まで雇用保険の加入期間となっており、49年6月1日には同日付けの辞令でA社C店の支配人に任用されていることから、申立人が申立事業所

に勤務していたことが認められる。

また、申立期間の途中まで申立事業所で申立人と一緒に勤務し、同様の業務に従事していたとする同僚には、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録がある。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時の申立事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち昭和48年12月1日から49年9月1日までについては、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時、申立人と同じ職種であったとする同僚に係る社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所の後身会社に関する連絡先となっているD社では、当該後身会社は既に解散し、商業法人登記簿上残っているだけで実態は無く、当時の資料も無いので何も分からず不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年12月から49年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和46年12月から48年11月まで、49年9月から50年5月までの期間については、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、雇用保険の加入記録も無く、同僚等から申立てに係る有力な供述を得られないため、当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立事業所は既に解散しており、このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び申立期間②のうち昭和46年12月から48年11月まで、49年9月から50年5月までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月2日、資格喪失日を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月2日から同年8月1日まで
昭和48年5月2日にA社B支店に入社し、その年の7月末日まで働いた。
私は正社員の事務員として勤務しており、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたので申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保有する管理台帳、申立人に係る雇用保険の記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していることが認められる。

また、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者資格の得喪日についても雇用保険の記録では、資格取得日は昭和48年5月2日、資格喪失日は同年8月1日と記載（申立期間と一致）されており、このような勤務の継続性・一体性及び事業所の取扱いから判断すれば、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立事業所によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、当時の賃金台帳が現存しないため不明であるが、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのであれば、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付勧奨には応じたいとしている。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時、申立人と同年齢で同日採用の同僚女性に係る社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所の被保険者名簿には申立人の被保険者としての記録が無い上、事業主は当時の台帳等の関連資料が無いため確認できず不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が該当届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 7 日から 45 年 2 月 8 日まで
② 昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 9 月 8 日まで
③ 昭和 47 年 12 月 11 日から 49 年 3 月 2 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、当時、脱退手当金のことを承知しておらず、請求した記憶も受け取った覚えも無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 9 か月後の昭和 53 年 12 月 20 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定された翌月の昭和 54 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人は、当時、各年金制度の加入期間は通算されることを申立人の母親や役所勤めの兄弟の話から知っていたと供述していることから、申立人がその当時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人の被保険者原票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金を請求したとすれば、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 49 年に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月28日から同年4月1日まで
私は、昭和56年4月1日から59年3月31日までA社に勤務していた。
しかし、社会保険庁の記録では、昭和59年3月28日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における申立人の雇用保険の記録及び事業主の供述から判断すると、申立人が、申立事業所に昭和59年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、申立期間当時の事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者期間の資格喪失日について、「雇用保険の記録からみると、申立人の被保険者資格の喪失届の喪失日を誤って社会保険事務所に提出した可能性がある。今後、社会保険事務所から厚生年金保険料の追納等の指導があれば適切に対応したい。」としている。

なお、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が喪失月の下旬になっている3名について雇用保険の被保険者記録を確認したところ、このうちの2名は、当該事業所の退職日が末日となっているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を翌月1日としていない状況が認められた。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年2月の社会保険事務所の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、当時の資料が無く確認できないため不明としているが、当該社会保険事務所に対し、申立期間について申立人の厚生年金保険の資格喪失日に係る正しい届出を行っていない可能性を認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 59 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月、同年2月、同年9月から48年2月までの期間及び48年5月から49年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年1月及び同年2月
② 昭和41年9月から48年2月まで
③ 昭和48年5月から49年8月まで

申立期間①について、昭和41年10月にA市B出張所の窓口で国民年金手帳を再交付してもらい、国民年金保険料を払い、薄い紙の領収書を手帳に貼った記憶がある。

その後、二度市内を引っ越したが、昭和48年まで保険料を納付していたのに、申立期間②について納付記録が無い。

申立期間③は、同市C出張所から未納があるとの通知があり、窓口において一括で支払ったことがある。

社会保険事務所から、申立期間について保険料の納付事実が確認できなかったと回答があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、実家のあるD町で、昭和39年3月に資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失した後、A市において、D町で払い出された国民年金手帳記号番号とは別番号で、49年9月19日に資格を取得（任意加入）していることが、社会保険事務所の記録により確認できることから、いずれの申立期間も未加入期間とされ、保険料を納付できない期間であり、申立期間について、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

2 申立てのとおり、A市で国民年金手帳を再交付したのであれば、D町で資格得喪した際の申立人の国民年金被保険者台帳は、A市を所管する社会保険

事務所へ移管されるべきところ、当該台帳及び国民年金記号番号払出管理簿にはその記録が無く、D町で払い出された国民年金手帳記号番号で申立人に国民年金手帳が再交付された形跡は無い上、前述の2つの番号以外に別番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が、現年度保険料の納付に領収書方式を導入したのは昭和49年7月以降であり、申立期間のうち49年7月及び同年8月を除く期間は印紙検認方式であることから、領収書を受け取ったとする申立人の主張には時期的な矛盾がある。

さらに、申立期間②のうち昭和42年7月から48年2月までの期間及び申立期間③については、申立人は任意加入対象期間となることから、A市で49年9月に任意加入した際に^{さかのぼ}遡っての資格取得や保険料の納付はできない。

加えて、申立人は、「A市C出張所から未納があると通知があり、窓口で一括支払ったこともある」と主張しているが、申立人の保険料納付状況を見ると、昭和49年10月から50年3月までの期間の保険料を50年2月21日に、50年4月から同年12月までの期間の保険料を同年7月1日に、同出張所で一括納付した記録があり、時期的な記憶の混同が推測される。

このほか、いずれの申立期間についても、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月まで

私は、昭和39年に自宅に来た市役所の女性の勧めで、夫婦で国民年金に加入し、100円から150円ぐらいの保険料を集金人に払っていた。

また、集金人から国民年金制度開始の36年まで遡^{さかのぼ}って保険料を納付するようにとの要請を受け、夫と私の二人の3年分の保険料を一括して納付したことを鮮明に記憶している。

社会保険庁の記録では、申立期間について国民年金に未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と申立人の夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、資格取得日はそれぞれの国民年金被保険者台帳により昭和39年9月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間とされ、保険料を納付できない期間である。

また、昭和30年5月23日から38年12月31日までの期間、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、申立人は夫の被扶養者となっていることが確認できることから、申立人の夫婦二人の3年分の保険料を遡^{さかのぼ}って納付したとする主張は矛盾している上、申立人は申立期間のうち38年11月までの期間については国民年金の任意加入被保険者となることから、遡^{さかのぼ}って資格を取得し保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の保険料納付記録を見ると、昭和39年9月から42年2月までの期間の保険料について、47年2月25日、同年3月4日、同年7月6日の3回に分けて特例納付していることが確認でき、申立人の「3年分を一括して納付した」との供述に時期的な記憶の混同が推測される。

加えて、申立人の国民年金の加入手続や保険料納付についての記憶はあいまいであり、申立期間以降、昭和 43 年 8 月まで住所地に異動は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年3月まで

私は、高校を卒業後、A市B区にある美容室に勤務していた。20歳になった時、美容室に集金に来ていた集金人を通じて国民年金に加入し、保険料として毎月300円を納付していた。

社会保険庁の記録では、申立期間についての国民年金保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が住民票の住所地を実家の住所地からA市B区に異動したのは昭和43年5月28日であることが戸籍の附票により確認でき、申立人が20歳に到達した41年11月の時点においては、A市B区で国民年金に加入することは制度上できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和44年9月以降と推認される。）では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続に係る記憶は曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明であり、申立人は、現在所持している国民年金手帳（昭和44年11月12日発行のもの）のほかに、国民年金手帳を所持したことは無いと思うとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月及び同年5月

私は、年金特別便により国民年金制度が発足した当時の私の保険料納付記録が無いことを知った。申立期間については、私の父が、A町(現在は、B町)役場で私の国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料も私の父が納付してくれたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間当時はA町の実家に一時帰省していたとしているが、同町保管の戸籍の附票によると、申立人は申立期間当時、同町に住民票を移動した記録は無く、申立期間当時、申立人は同町では国民年金に加入できず、国民年金保険料の納付もできなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の被保険者資格の取得届の提出や国民年金手帳の受理、国民年金保険料の納付に関しては、すべて申立人の父が行ってくれたとしており、申立人自身は加入手続きや保険料納付について一切関与していない上、申立人は、申立人の父が申立人の父母及び申立人の3人分の保険料を納付していたとしているが、申立人の父母は二人とも明治39年以前の生まれであり、申立期間当時、国民年金の被保険者の資格は無く、申立人の父母の保険料納付記録も無いことから、申立内容と符号しない。

なお、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿に、昭和36年ごろに申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された記録があるが、社会保険庁のオンライン記録では、当該記号番号は未使用の番号と整理されている。これについてB町は、同町が何らかの資料に基づき作成した名簿により

社会保険事務所が申立人に係る手帳記号番号を採番したものの、申立人は同町に住所を移動させていなかったため、加入手続や保険料納付が同町では不可能であったことから、当該番号が未使用となったのではないかとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から63年2月までの期間及び63年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から63年2月まで
② 昭和63年5月から同年8月まで

私の申立期間①及び②当時の国民年金への加入手続や、保険料納付は妻が行ってくれており、私の妻は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付記録が有る。

私は、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付したことを示す家計簿を保管しているので、申立期間の保険料納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、申立人の手帳番号の前後の者の資格取得日から平成12年5月ごろと推認でき、申立人は、12年5月1日に第1号被保険者として資格を取得している上、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが見当たらないことから、申立期間①及び②については国民年金に未加入の期間であり、申立人は両申立期間について国民年金保険料を納付することはできないものと推認できる。

また、申立人が提示した家計簿を管理していた申立人の妻は、当該家計簿に記載した国民年金保険料については、申立人分のみの国民年金保険料であるとしているが、当該家計簿には昭和63年2月24日に国民年金保険料(7,400円)を支出した記録が記載されている一方で、A町が保管する申立人の妻に係る国民年金検認報告書により、申立人の妻が63年2月24日に国民年金保険料(7,400円)を納付した記録が確認できることから、家計簿の63年2月の支出記録は申立人の妻の分であると推認できる。

さらに、当該家計簿の他の月に係る保険料納付の記録は、社会保険事務所のオンライン記録やA町が保管する被保険者名簿における申立人の妻の保険料納付記録と整合する。

加えて、提示された家計簿には、一人分の保険料額に続けて別欄に「×2」

と記載しながら合計欄の保険料額は一人分となっている月が5か月みられること、一人分の保険料納付の記録のみとなっている月が11か月みられ、この期間の中には申立人が厚生年金保険の被保険者であった期間も含まれていることから、申立てのとおり、当該家計簿の記録が申立人の保険料納付に係るものであるとすると、申立人は厚生年金保険の被保険者期間について、国民年金保険料を重複して納付したこととなるなど、不自然な記録となっている。

以上のことから、申立人から提示された家計簿の保険料納付記録は申立人の妻の保険料納付に係る記録であると考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 562

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から56年11月までの期間及び60年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から56年11月まで
② 昭和60年7月から61年3月まで

私は、申立期間①当時、A社の嘱託社員であり、社会保険の適用が無かったため健康保険は私の父の扶養に入り、国民年金への加入手続は自身で行い、市役所や銀行で保険料を納付していた。

申立期間②当時は、夫の健康保険の扶養に入り、夫の会社へ自身の国民年金手帳を提出したため、夫の会社が厚生年金保険からの切替手続を行ってくれたと思っている。

しかし、申立期間①及び②について、国民年金に加入した記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、申立人の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から昭和56年12月ごろと推認でき、申立人は、国民年金へ56年12月4日に任意の資格で加入している上、申立人に、申立期間①の期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、申立期間①については国民年金の未加入期間であり、保険料の納付はできなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間①当時の保険料額及び納付頻度等について記憶が明確でなく、申立期間①当時から国民年金に加入していたとすると、昭和56年12月に婚姻した際に氏名や被保険者種別等の変更手続が必要となるが、

この手続の状況も不明である。

加えて、申立人は、申立期間②の直前の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に市役所等において国民年金への切替手続を行った記憶が無いとしており、申立期間②が未加入期間であることに不自然な点はみられない上、申立人の夫の勤務先に国民年金手帳を提出することにより切替手続を行ったとしていることから、申立人は、昭和 61 年 4 月の国民年金第 3 号被保険者の資格取得時の手続と混同しているものではないかと推測できる。

その上、申立人は、申立期間②に係る国民年金保険料の納付について記憶が曖昧^{あいまい}であるとしており、保険料納付の具体的内容について覚えていないほか、申立期間②についても別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管する申立人のオンライン記録及びB町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間①及び②について、申立人が国民年金に加入していた記録は無く、両機関の記録は合致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から43年7月までの期間及び51年1月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年1月から43年7月まで
②昭和51年1月から52年6月まで

国民年金保険料をさかのぼって納付できるという案内のはがきが来たので、「初めから払う」に印をして返送したところ、後日、納付書が届き1回目については12万円から13万円ぐらい、2回目は7万円から9万円ぐらい、3回目は3万円ぐらいをA市役所B出張所かC郵便局で納付した。

納付するための資金は、経営していた店の売上げからで、納付した際に領収書を受け取ったが、平成元年8月に家を建て直した時に、昔の書類は全部廃棄したので、現在、領収書は所持していない。

私は、国民年金保険料をさかのぼって納付しているので、その記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が昭和53年7月13日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこの時期に国民年金加入手続を行ったと推認でき、それ以前は国民年金に未加入であったと考えられる。申立人の現在の記録では、39年1月に資格取得し、申立人の夫が厚生年金保険に加入した43年7月に資格を喪失し、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した51年1月に再取得したこととなっているが、この記録は53年の加入手続の際、さかのぼって追加されたものと推認される。このことから、申立人は「昭和50年1月から52年初めごろ、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できる案内のはがきが来た。」と説明しているが、このうち、51年から52年については特例納付の期間とはなっておらず、かつ、申立人の国民年金手帳の昭和

53年7月13日の払出日より前に特例納付の案内が届くとは考え難い。

また、申立人は、「納付書は3回に分けて送られてきたので順番に3回納付している。」と説明しているが、社会保険事務所では、現年度納付する以外は、回数分の分割納付書を一度に送付することとしており、納付書が3回に分けて送付されるとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料を「B出張所かC郵便局で振り込んだ。」と主張しているが、申立期間に係る保険料納付をしたとするおおよその年月についても記憶は曖昧で、申立人は申立期間当時の確定申告書、預金通帳、貯金通帳あるいは会計帳簿等は所持しておらず、申立人が国民年金保険料を特例納付していたことを推認させる関係者などの供述が得られず、申立人が現在保有している国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和46年9月から48年2月まで

両親の性格及び両親の友人や知人から聞いた話から、両親が私の申立期間の国民年金保険料を納付していると考えている。母は年金のことで苦勞しているので、子供である私はきちんと手続をしてもらっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母が申立人に代わり国民年金保険料を納付したとしているが、その母も昭和62年6月に死亡し、国民年金保険料納付に係る関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため納付に関する経緯を確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録では昭和49年1月26日に初めて国民年金に任意加入し、この記録は市町村の保管する記録と一致しており、当該資格取得日以前の申立期間は記録どおり未加入期間と推認され、国民年金保険料を納付することができない上、申立人にもさかのぼって納付した記憶は無い。

さらに、申立期間当時、居住していた市町村を管轄する社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿及び氏名索引簿に申立人の名前は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、申立人が所持している年金手帳の記号番号から、当該手帳は申立期間後に居住していた別の市町村で払い出されたものと推認される。

加えて、申立人は、その両親から国民年金手帳を受け取った記憶も無いとしている。

その上、申立人の国民年金記録に関して、申立人の姉は「母から申立人の国民年金保険料は納付していたことを聞いた。」と供述しているものの、国民年

金加入手続の時期や場所、保険料の納付時期、納付方法及び納付金額などは記憶が無く、申立人は、両親の友人、知人の氏名及び連絡先についても覚えていないことから、両親の友人、知人からの聴取はできず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付に関して確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年1月までの期間及び6年1月から11年1月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年1月まで
② 平成6年1月から11年1月まで

平成4年12月26日の退職を契機に国民年金の免除申請をA市役所に申請した。同様に6年1月から11年1月までの期間は失業により国民健康保険に切り替えた際、国民年金の免除の申請をしたと記憶しているが、20年になり免除申請がされていないことが判明した。10年以上も前のことだが、当時国民年金の督促状は届いていないことから免除申請は承認されたと記憶している。

申立期間が未納になっているのを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料免除申請書を提出し、国民年金保険料免除申請承認を受け、申立期間が全額免除期間となっていたことを示す関連資料（申請書の控え、承認通知書等）は無い。

また、申立人は「平成4年12月26日、6年1月21日と退職した後、A市役所で免除申請を行った。」と申し立てているが、申立人が所持している年金手帳の記載状況から、国民年金の被保険者資格取得手続は平成13年11月1日が初めてであると推認される。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、資格取得手続が行われた平成13年11月に、4年12月26日資格取得、5年2月1日資格喪失、6年1月21日資格取得及び11年2月15日資格喪失と記録をさかのぼって処理したことが確認できることから、申立期間は、13年11月1日の資格取得を契機に、さかのぼって加入期間（未納）として追加で記録されたものと推認される。このた

め、申立期間当時は、申立期間については未加入の記録であったと推認され、国民年金保険料の納付はできず、免除申請もできない期間である。その上、このような経緯から、申立期間当時、申立人に国民年金保険料納付の督促状が届いていないのも不自然ではない。

加えて、申立期間②は6年度に及んでおり、免除申請は各年度ごとに手続が必要となるが、これについて申立人には具体的な記憶は無いなど、申立人が国民年金保険料の免除申請を受けていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 2 月 1 日に A 社に入社し、55 年 8 月 1 日まで休業や転勤なども無く、継続して勤務していた。給与についても、途中、保険料の天引きが無くなり受取額が変わったような記憶も無く、健康保険証もずっと持っていた。申立期間についても厚生年金保険に加入しているはずなので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 52 年 2 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで勤務していたとしているが、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、52 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 3 月 1 日に資格を喪失し、この際、同年 3 月 9 日に健康保険番号 8 番の健康保険証を返納していることが確認できる。その後、同年 7 月 1 日に再度厚生年金保険の資格を取得し、健康保険番号 9 番として手続されていることが確認できることから、事業所から申立期間前後の期間について 2 回資格取得・喪失届が提出されたことがうかがえる。

また、同事業所における申立人の雇用保険の加入記録は、申立期間以後の昭和 52 年 7 月 1 日からの期間については確認できる一方、申立期間以前の厚生年金保険加入期間及び申立期間については、いずれも加入記録が無く、不自然な状態となっている。これは、事業所における厚生年金保険の資格取得の届出が、厚生年金保険法施行規則第 15 条により被保険者となる事実があった日から 5 日以内に提出しなければならないが、雇用保険の資格取得届出は、雇用保険法施行規則第 6 条により被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までに提出しなければならないことから、52 年 2 月 1 日付けの厚生年金保険

の資格取得届は提出されたものの、雇用保険の届出を要する時点(52年3月)では申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険証も返納していることから、事業所において雇用保険の資格取得届を提出しなかったと推測することができる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、事業主に照会しても当時の資料等は残っていないとし、申立期間に係る申立人の在籍及び保険料控除を裏付ける具体的な供述は得られず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 36 年 2 月まで

私は、昭和 34 年 8 月、B 社を退職後、引き続いて A 社で勤務したが、B 社での厚生年金保険の記録はあるのに A 社での加入記録が無い。

A 社は B 社を共同経営していた代表者が独立して設立した会社なので、加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の現在の代表者(申立期間当時の代表者の息子)の供述から、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが社会保険事務所の記録からは確認できない。

また、当該事業所の代表者は「当社は、父が設立以来、現在の所在地で事業を行っているが、法人登記も行っていない個人事業所であり、今まで厚生年金保険の適用を受けたことはない」と供述している。

さらに、申立ての事業所の当時の代表者及び申立人と同時期に入社した同僚については、B 社における厚生年金保険の加入記録が確認できるが、B 社での資格喪失日以降の加入記録は無く、いずれも昭和 36 年 4 月 1 日に国民年金に加入しており、現在の代表者も国民年金に加入している。

このほか、申立てに係る事実を確認することのできる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から同年 6 月 3 日まで
昭和 38 年 3 月に経理専門学校を卒業後、知人の紹介で入社した会社で、事務見習をしながら先輩と問屋に納入にも行っていた。その間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、当時の同僚や上司の名前及び入社当時を記憶していることなどから、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたものと推認することができるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人においても、申立事業所における保険料控除に係る具体的な記憶も明らかでない。

また、申立人が挙げた申立事業所における同僚の中で、所在が確認できた同僚は、申立人とは業務形態が異なる上、当時の申立人に関する記憶は明らかでないとしていることから、申立人における保険料控除に係る具体的な供述を得ることはできない。

さらに、申立事業所は既に廃業しており、当時の事業主も他界していることから、申立人の当時の勤務実態を確認することもできず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年4月1日まで

申立事業所を平成5年3月で定年退職し、同年4月1日から同社嘱託員として引き続き勤務し、現役時代と変わらぬ勤務形態であったので、申立期間は厚生年金保険被保険者のはずである。

嘱託員時代に支店長表彰を受けており、同社に在籍していたことは確かなので、申立期間は厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人が申立事業所を退職したとする翌日の平成5年4月1日と記載されており、申立期間に係る加入記録は確認できない。

また、申立事業所における申立人に係る雇用保険被保険者記録においても、申立期間に係る加入記録は確認できない。

さらに、厚生年金を受給中に厚生年金保険に加入した場合には、受給額が減額されるどころ、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間当時、厚生年金を受給しているものの、受給額は減額されていないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年8月まで

私は、昭和26年5月から27年8月までA地の進駐軍キャンプのレストランで働いたが、厚生年金保険被保険者としての記録が26年5月から同年6月までしかなく、申立期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無い。

また、当時駐留軍労働者は日本政府の直接使用人として厚生年金保険の被保険者であったが、昭和26年7月3日付け厚生省保険局長通達（保発第92号）により、26年7月1日以降については、非軍事的事業の事業所（食堂等）に使用される者の厚生年金保険の被保険者資格については、強制被保険者としての取扱いが認められないこととなり、申立人はレストランで働いていたことから26年7月1日に被保険者資格を喪失したものと推認することができる。

さらに、当時の進駐軍関係業務を所管するB防衛局労務管理官に申立人の在籍記録を確認したが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和26年5月13日で、資格喪失日は同年7月1日と記録されており、申立期間についての在籍記録は無いとしている。

加えて、社会保険事務所保管の申立て事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には昭和26年5月13日に資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失した記録となっており、当該事業所に係る申立人の在籍記録と社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者記録は一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 10 日から 29 年 10 月まで

昭和 26 年 4 月、新制中学卒業後、学校の先生に引率されてA市のB社に勤務しました。工場では自転車のハンドルの製造に従事しました。年金証書をももらった記憶はありませんが、厚生年金保険の記録が無いかどうか、よく調べてみて下さい。お願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述により、申立人がB社に勤務していたことは推認することができるが、申立期間に事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録から、申立人が勤務したとするB社が厚生年金保険の適用事業所であることは確認できるものの、社会保険事務所が有する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る記録は無く、申立期間に係る健康保険番号に欠番は無い。

さらに、申立てに係る事業所は現存しているが、「当時の関係資料は既に廃棄済みであり、また、申立人のことを記憶している職員も既にないため、申立人の在籍についても厚生年金保険に係る届出・保険料納付についても不明である。」と述べており、申立期間に申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

加えて、申立人が当該事業所での同僚として名前を挙げた9人のうち5人は、厚生年金保険の被保険者記録が無く、記録が確認できる者のうち2人に照会し、回答が得られた者(1人)からは申立人に関する記憶が無いとの供述が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない